

社会福祉法人泉心学園 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉心学園（以下「泉心学園」という）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(収集の制限)

第3条 泉心学園は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集するものとする。

2 泉心学園は、個人情報を収集するときは、本人（個人情報から識別され得る個人をいう。以下同じ。対象となる者が未成年者である場合は養育権者・親権者或いはこれらに代わる者）から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例（以下「法令等」という）に定めがあるとき。

(3) 個人情報が出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報を本人以外のものから収集することにつき相当の理由がある場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 泉心学園は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集しないものとする。ただし、法令等に定めのあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であつて、かつ、欠くことができないと認めるときは、この限りでない。

(利用又は提供の制限)

第4条 泉心学園は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該泉心学園の内部において利用し、又は泉心学園以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人情報が出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を泉心学園内部において利用し、又は泉心学園以外のものに提供することにつき相当の理由がある場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(泉心学園以外のものへの提供に係る必要な措置)

第5条 泉心学園は、個人情報を取扱事務の目的以外に提供する場合において必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置（個人情報の漏洩、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。以下同じ。）を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第6条 泉心学園は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、安全確保の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 泉心学園は、保有する必要のなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は、消去するものとする。

(職員の義務)

第7条 泉心学園の職員は職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託に伴う措置)

第8条 泉心学園は、個人情報取扱事務の全部又は一部を取扱事務の目的以外に委託しようとするときは、当該委託に係る契約において、受託者が講ずべき安全確保の措置を明らかにするものとする。

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧)

第9条 泉心学園は、個人情報取扱事務（泉心学園の職員又は職員であったものに係るものを除く。）について、泉心学園個人情報取扱事務登録簿（別記様式）を作成し、閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

(個人情報の開示)

第10条 泉心学園は、泉心学園が保有している個人情報（泉心学園の職員又は職員であったものに係るものを除く。）について、当該個人情報の本人から開示の申出があったときは、本人であることを確認の上、これに応ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について、開示をしないことができる。

- (1) 開示をすることにより、第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められる個人情報。
- (2) 法令等の規定により、開示をすることができない個人情報。
- (3) 全各号に掲げるもののほか開示をすることにより、泉心学園の事務の円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる個人情報。

(開示の申出に対する通知等)

- 第 11 条 泉心学園は、個人情報の開示の申出があったときは、当該申出のあった日から起算して、
- 1 0 日以内に開示の申出に係る個人情報の開示をするかどうかを開示の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該期間内に通知することができないときは、この限りでない。
 - 2 泉心学園は、開示をする旨の通知をしたときは、速やかに、開示の申出をした者に対し、当該個人情報の開示をするものとする。

(個人情報の訂正)

- 第 12 条 泉心学園は、前条第 2 項の規程により開示を受けた自己の個人情報について、訂正の申出があったときは、本人であることを確認の上、当該個人情報に事実誤りがあると認めるときは、これに応ずるものとする。

(訂正の申出に対する通知)

- 第 13 条 泉心学園は訂正の申出があったときは、必要な調査を行い、当該申出のあった日から起算して 1 0 日以内に、当該申出に係る個人情報の訂正をするかどうかを訂正の申出をした者に通知するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に通知をすることができないときは、この限りでない。

(苦情の処理)

- 第 14 条 泉心学園は、泉心学園が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委任)

- 第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。